

『改革の努力なくして 発展なし』

Q 表示項目について 教えてください。

A 業務用加工食品で表示しなければならぬ項目は、名称、原材料名、製造業者等の氏名又は名称及び住所です。また、①計量法第13条第1項に規定されているものは内容量、②食品衛生法施行規則第21条、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条で表示が義務付けられている

Q 業者間取引の表示の対象範囲は「加工品」になりますか。

A 業者間取引には、業務用加工食品と業務用生鮮食品があります。業務用加工食品とは、加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもので、業務用生鮮食品とは、加工食品の原材料となるものです。外食やインストア加工の食品については、現在、JAS法に基づく表示義務の対象にはなっておりませんが、販売先の使用用途が外食等向けのみかどうか不明な場合は、表示義務の対象となります。また、グループ企業間の取引、加工や包装等の工程の一部を他社へ委託する場合(契約上の請負となっている場合も含む。)も表示義務の対象となります。

Q 表示場所について 教えてください。

A 従来から、食品衛生法及び計量法で、名称・内容量・賞味期限・保存方法・製造業者等の氏名等は、容器・包装等に表示することが義務付けられています。原材料名は、容器・包装に限らず、製品に添付される送り状、納品書など、または製品に添付されない規格書など(ただし、納品された製品がどの規格書に基づくものか照合できる場合のみ)に表示することができます。

Q 食品の業者間取引の表示について

前号でもお知らせしましたが、一般消費者向けの加工食品と同様に、加工食品に係る業者間取引についても、本年4月1日から表示義務の対象となります。

食品にあつては、賞味期限(消費期限)及び保存方法、③輸入品にあつては、原産国名、④最終製品において、加工食品品質表示基準と個別の品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられている20食品群、うなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物及び野菜冷凍食品になるものにあつては、原料原産地名について表示義務があります。業務用生鮮食品は、原則として名称と原産地を表示する義務がありますが、計量法で内容量と販売業者名及び住所の記載が義務付けられているものは、あわせて表示しなければなりません。

●初めて物産展に出展し、同業他社や異業種の人と知り合え、また、今後の商品開発等に活かせるようなアイデアを得られてありがたかった。

(料飲業、2月の物産観光展に参加して)

●折込チラシについて紙面の都合で全企業の商品画像を載せられないのはわかるが、企業名・商品名べらひは文字でも掲載してほしい。

(菓子製造業、2月の物産観光展に参加して)

●貴重な意見、誠にありがとうございました。楽しい紙面づくりの参考にさせていただきますので、今号への「意見」感想をぜひお寄せください。

読者だより

前号への「意見」や事業に参加されたご感想をお寄せいただきましたので、その一部をご紹介します。

●かごしまの新特産品コンクール入賞者の記事に興味深く読みました。製品ができるまでの長い道のりに感心するとともに、商品への愛着がわいてきました。(市職員)

●パイヤーなど来場者から商品の改善点をご指摘いただき、今後に活かせるいろいろなヒントを得ることができました。とても有意義な機会でした。(農産加工品製造業)

1月の東京での商談・求評会に参加して

●物産展に出展して、品質表示など自分の認識の甘かった部分を百貨店や協会の担当の方からご指摘いただき、大変勉強になった。

(農産加工品製造業)

1月の物産観光展に初めて参加して

いいものは必ず売れます

個人情報情報の取扱いについて

～お客様の信頼に応える適切な個人情報管理を～

個人情報保護法が完全施行されて約3年経過しましたが、個人情報の取扱いが適切でないケースが見受けられます。お客様の個人情報はお預かりしている資産であるという認識を持ち、適切な管理をしていきたいと思います。

Q 個人情報取得する際に、注意すべき点がありますか。

A 個人情報取得する際には、第三者に情報が見られないように、1枚につき1名のお客様の情報を記入する単票形式のものを用います。記入用紙にはあらかじめ通し番号を打ち、紛失などがないように厳重に管理します。ノート、芳名帳などの1枚に複数のお客様が記入するようなものを使用することは認められません。また、利用目的(催しの案内・配送・修理・お取り置き等)を記載した書面を明示したうえで、お客様本人の同意を書面にて得ることが必要です。

Q 百貨店の物産観光展で知り得た顧客に自社独自で作成するダイレクトメールを送ってもいいのでしょうか。

A 同百貨店における催しの案内を得る場合に限って、百貨店の承諾・校正を受けたうえで送付できます。別の百貨店での催しや取得目的外の販売促進活動などの案内を送付してはいけません。

せん。万一、誤ってそうした案内を送った場合は、速やかに情報を知り得た百貨店に報告し、指示に従ってください。

Q 個人情報管理する際に、注意すべき点がありますか。

A いつ、どこで取得した情報であるかを整理し、第三者に開示・漏洩しないよう厳重に管理することが必要になります。利用停止の意思表示があった個人情報、絶対に使用しないよう注意してください。

物産観光展で取得した情報は、目的や取引が全て終了した時点で百貨店の指示に従い、百貨店へ返却、または安全かつ適切な方法で廃棄・消去することになっています。自社で個人情報を記録した紙媒体を廃棄する場合は、シュレッダー等により読み取り不能にしたうえで廃棄し、個人情報を記録したコンピュータ本体やCD、フロッピーディスクなどの記録媒体を廃棄する場合は、個人情報を完全に消去するか、記録媒体を物理的に破壊、または特別のソフトウェアを使用してコンピュータ本体から完全に消去したうえで廃棄しなければなりません。

「篤姫」に関連する商品の情報発信を!

大河ドラマ「篤姫」は高視聴率を維持し、特に女性に人気があるようです。人気に比例して、関連商品の売上や鹿児島市と指宿市の「篤姫館」の入場者も好調に推移しています。当協会が会員の関連商品について調査しましたところ、菓子、練製品、農産加工品、焼酎、餅、切り、大島紬など40品目を超える商品が開発されております。鹿児島ブランドショップ鹿児島店では、2月より「篤姫コーナー」を設置し、これらの関連商品の展示・販売や鹿児島での撮影風景の写真パネルなどの展示を行うております。

今後、展示商品の入れ替えや物産観光展での篤姫コーナーの設置などを予定しております。また、マスコミや流通関係者などからの問い合わせも多くなっており、情報発信の絶好の機会です。関連の商品を作られましたら、ぜひ、当協会までご報告ください。



鹿児島ブランドショップ鹿児島店の「篤姫コーナー」